

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園・幼稚園)における保育及び幼児教育の実施、措置又は費用の徴収に関する事務(住民基本台帳情報、個人住民税関係情報、生活保護関係情報等の収集) 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 1 認定申請・審査・支給認定・契約情報の確認・管理 2 利用調整 3 利用者負担金の階層区分・負担額の算定に必要な情報の照会 4 利用者負担金の収納情報の管理 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表に基づき、各情報機関が保有する特定個人情報の照会を符号を用いて行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名・納付システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
① 子ども・子育て支援ファイル ② 課税台帳情報ファイル ③ 収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の9, 127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表17, 20, 155の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 こども課 小林市細野300番地 0984-23-1278
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月26日	I－5－②	子育て支援課長 中間正路	子育て支援課長 田原秀一	事後	
平成30年1月26日	II－1	平成29年1月5日 時点	平成30年1月22日 時点	事後	
平成30年1月26日	II－2	平成29年1月5日 時点	平成30年1月22日 時点	事後	
平成30年4月6日	I－5－②	子育て支援課長 田原秀一	子育て支援課長 金丸浩二	事後	
平成30年4月6日	II－1	平成30年1月22日 時点	平成30年4月2日 時点	事後	
平成30年4月6日	II－2	平成30年1月22日 時点	平成30年4月2日 時点	事後	
令和1年6月24日	I－5－②	子育て支援課長 金丸浩二	子育て支援課長	事後	
令和1年6月24日	II－1	平成30年4月2日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II－2	平成30年4月2日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV－1～9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和5年4月1日	I－1－②	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園・幼稚園)における保育及び幼児教育の実施、措置又は費用の徴収に関する事務(住民基本台帳情報、個人住民税関係情報、生活保護関係情報等の収集) 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 1 認定申請・審査・支給認定・契約情報の確認・管理 2 利用調整 3 利用者負担金の階層区分・負担額の算定に必要な情報の照会 4 利用者負担金の収納情報の管理 番号法別表第二に基づき、各情報機関が保有する特定個人情報の照会と提供を符号を用いて行う。	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園・幼稚園)における保育及び幼児教育の実施、措置又は費用の徴収に関する事務(住民基本台帳情報、個人住民税関係情報、生活保護関係情報等の収集) 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 1 認定申請・審査・支給認定・契約情報の確認・管理 2 利用調整 3 利用者負担金の階層区分・負担額の算定に必要な情報の照会 4 利用者負担金の収納情報の管理 番号法別表第二に基づき、各情報機関が保有する特定個人情報の照会を符号を用いて行う。	事後	
令和5年4月1日	I－1－③	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名・納付システム	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名・納付システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
令和5年4月1日	I－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の8 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の8の項及び94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	
令和5年4月1日	I－4－②	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供) なし (情報照会) 9、10、11、12、15、116の項	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供) なし (情報照会) 10、11、12、13、16、116の項	事後	
令和5年4月1日	I－5－①	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 こども課	事後	
令和5年4月1日	I－5－②	子育て支援課長	こども課長	事後	
令和5年4月1日	I－8	886-8501 宮崎県小林市細野300番地 小林市健康福祉部子育て支援課 0984-23-1278	886-8501 宮崎県小林市細野300番地 小林市健康福祉部こども課 0984-23-1278	事後	
令和5年4月1日	II－1	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II－2	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IV－6	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和5年4月1日	IV－6	十分である		事後	
令和7年2月5日	I－1－②	4 利用者負担金の収納情報の管理 番号法別表第二に基づき、各情報機関が保有する特定個人情報の照会を符号を用いて行う。	4 利用者負担金の収納情報の管理 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表に基づき、各情報機関が保有する特定個人情報の照会を符号を用いて行う。	事後	
令和7年2月5日	I－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の8の項及び94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の9、127の各々	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月5日	I－4－②	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供) なし (情報照会) 10、11、12、13、16、116の項	【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 17、20、155の項	事後	
令和7年2月5日	I－9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II－1	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	II－2	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	IV－8、IV－11		新様式への変更に伴う項目追加	事後	